

さが産業ミライ創造ベース資金調達促進事業実施要領

第1 目的

目まぐるしい市場環境の変化に応じて、佐賀県内でも多くの企業や起業家が新しい製品やサービスの創出に積極的に挑戦している。だが、本県は都市部と比較して資金調達チャンネルが限られており、事業を大きくスケールさせるための成長マネーの調達が、これら起業家等の事業拡大の障壁となっている。

このため、県内企業や起業家によるクラウドファンディングの活用や、これら起業家等へのベンチャーキャピタル等からの出資及び金融機関等による融資を支援・促進することで、県内における資金調達チャンネルの多様化を促し、起業・創業の支援や県内企業等による新事業展開・新分野進出の促進、地域産業の振興に寄与することを目的とする。

第2 実施方法

さが産業ミライ創造ベース（以下「RYO-FU BASE」という）は、資金調達を行う県内の企業やスタートアップ等（以下「スタートアップ等」という。）に対して調達支援を行う企業・団体等（以下「ファンドレーザー」という。）の申出に応じて協定（以下、「協定」という。）を締結する。

以降、協定に基づき、ファンドレーザーは、対象となる資金調達案件（以下「対象案件」という。）ごとに対象の可否について RYO-FU BASE に事前確認を申し出るとともに、RYO-FU BASE は、対象と認めた案件については、資金調達の完了後、当該案件を支援するファンドレーザーに対し、協定に基づき予算の範囲内で負担金を支払う。

第3 負担金の対象案件

（1）クラウドファンディングを活用した資金調達支援（以下、「CF 案件」という。）について

ア 対象案件は、地域産業の振興に関する次の各号のいずれにも該当するものとする。

① 資金調達の実施者が、以下のいずれかに該当する者であること。

- ・ 佐賀県内に登記簿上の本店又は支店等を有する中小企業等
- ・ 佐賀県内に住民票上の住所地及び事務所を有して起業・創業に取り組む者

② 前号に該当する者が行う新事業展開・新分野進出のための事業資金の調達を、クラウドファンディングの手法によって行う案件であること。

イ ただし、前項に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するものは対象案件として認めない。

① ファンドレーザーと支援を受けるスタートアップ等が同一であるもの。

② ファンドレーザーと支援を受けるスタートアップ等が親会社、子会社の関係である、又は同一の人物が双方の企業の役員を兼ねている等、両社間に特別の利害関係があると見なされるもの。

- ③ ファンドレーザーが、国、地方公共団体及びその他の法人等から、同一の資金調達案件に対し他の助成金の交付及び助成金に関する支援を受けているもの。
- ④ 事業の内容や資金調達の目的に鑑みるに、地域産業の振興に資するものと認められないもの。
- ⑤ RYO-FU BASE が過去に当該制度を通じて支援した案件と同様であると判断するもの。
- ⑥ その他、RYO-FU BASE が適切ではないと判断したもの。

(2) ベンチャーキャピタル等からの出資による資金調達(以下、「出資案件」という。)について

ア 対象案件は、地域産業の振興に関する次の各号のいずれにも該当するものとする。

- ① 資金調達の実施者が、以下のいずれかに該当する者であること。
 - ・ 佐賀県内に登記簿上の本店を有する中小企業等
 - ・ 佐賀県内に住民票上の住所地及び事務所を有して起業・創業に取り組む者
- ② 資金調達の実施者が、佐賀県又は RYO-FU BASE にて実施の各種スタートアップ育成事業（Startup Gateway SAGA、Startup Boost SAGA、Startup Connect SAGA、Startup Promote SAGA、Startup Assign SAGA、エビチャレ Special 等）において採択された者、さがラボチャレンジカップにおいて受賞（最優秀賞、優秀賞）の実績がある者、その他 RYO-FU BASE が適切と認めた者であること。
- ③ 前2号に該当する者が行う事業資金の調達を、いわゆるエクイティファイナンスの手法によって行う案件であること（ただし、いわゆる転換社債等、次項④に該当するものや、いわゆる投資型クラウドファンディングを除く）。

イ ただし前項に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するものは対象案件として認めない。

- ① ファンドレーザーと支援を受けるスタートアップ等が同一であるもの。
- ② ファンドレーザーと支援を受けるスタートアップ等が親会社、子会社の関係である、又は同一の人物が双方の企業の役員を兼ねている等、両社間に特別の利害関係があると見なされるもの。
- ③ ファンドレーザー自身又はその親会社、子会社等が出資を行うもの。
- ④ 出資完了後もなお、スタートアップ等が出資元に対して当該出資金についての返済等の義務を負うもの（例えば期中償還請求権付新株予約権付社債や転換社債型新株予約権付社債等の社債による資金調達など）や、スタートアップ等と出資元との契約の内容が、実質的に出資金の返還を求める内容となっていると認められるもの（これらについては次項（3）において取り扱う）。
- ⑤ 前2号に掲げるものの他、スタートアップ等と出資元との出資契約等の内容が、スタートアップ等の事業計画の実現等にとって不利又は不当な内容となっているなど、本協定の趣旨に鑑みて適切でないと認められるもの。
- ⑥ ファンドレーザーが、国、地方公共団体及びその他の法人等から、同一の資

金調達案件に対し他の助成金の交付及び助成金に関する支援を受けているもの。

- ⑦ 事業の内容や資金調達の目的に鑑みるに、地域産業の振興に資するものと認められないもの。
- ⑧ その他、RYO-FU BASE が適切ではないと判断したもの。

(3) 金融機関等からの融資による資金調達（以下、「融資案件」という。）について

ア 対象案件は、地域産業の振興に関する次の各号のいずれにも該当するものとする。

- ① 資金調達の実施者が、以下のいずれかに該当する者であること。
 - ・ 佐賀県内に登記簿上の本店を有する中小企業等
 - ・ 佐賀県内に住民票上の住所地及び事務所を有して起業・創業に取り組む者
- ② 資金調達の実施者が、佐賀県又は RYO-FU BASE にて実施の各種スタートアップ育成事業（Startup Gateway SAGA、Startup Boost SAGA、Startup Connect SAGA、Startup Promote SAGA、Startup Assign SAGA、エビチャレ Special 等）において採択された者、さがラボチャレンジカップにおいて受賞（最優秀賞、優秀賞）の実績がある者、その他 RYO-FU BASE が適切と認めた者であること。
- ③ 前2号に該当する者が行う事業資金の調達を、いわゆるデットファイナンスの手法によって行う案件であること（ただし、いわゆる転換社債等、出資後も出資先が返済義務を負う形でのエクイティファイナンスも含む）。

イ ただし、前項に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するものは対象案件として認めない。

- ① ファンドレーザーと支援を受けるスタートアップ等が同一であるもの。
- ② ファンドレーザーと支援を受けるスタートアップ等が親会社、子会社の関係である、又は同一の人物が双方の企業の役員を兼ねている等、両社間に特別の利害関係があると見なされるもの。
- ③ ファンドレーザー自身、又はその親会社、子会社等が融資を行うもの。
- ④ 融資の内容が、スタートアップ等の事業計画の実現等にとって不利又は不当な内容となっているなど、本協定の趣旨に鑑みて適切でないと RYO-FU BASE が認めるもの。
- ⑤ ファンドレーザーが、国、地方公共団体及びその他の法人等から、同一の資金調達案件に対し他の助成金の交付及び助成金に関する支援を受けているもの。
- ⑥ 事業の内容や資金調達の目的に鑑みるに、地域産業の振興に資するものと認められないもの。
- ⑦ その他、RYO-FU BASE が適切ではないと判断したもの。

第4 負担金の額

RYO-FU BASE は、ファンドレーザーによる支援の下、スタートアップ等が資金調達に成功した場合、下表に基づき、当該調達額に応じた負担金をファンドレーザーへ支払

う。

第3に定める 調達方法の区分	調達額に対する 負担金の割合	1 案件ごとの 上限額
CF 案件	10%	500 千円
資金調達者が佐賀県又は RYO-FU BASE にて実施の各種スタートアップ育成事業（Startup Gateway SAGA、Startup Boost SAGA、Startup Connect SAGA、Startup Promote SAGA、Startup Assign SAGA、エビチャレ Special 等）において採択された者、さがラボチャレンジカップにおいて受賞（最優秀賞、優秀賞）の実績がある者又は DX アクセラレータによる支援対象者である場合	20%	1,000 千円
出資案件	10%	2,500 千円
融資案件	3%	1,500 千円

第5 対象案件の事前確認

- (1) ファンドレーザーは、前条に該当する対象案件の支援を行い、RYO-FU BASE による負担金の支払いを希望する場合は、対象案件としての適否について事前確認を行うため、CF 案件については開始日の 10 営業日前までに、出資案件及び融資案件についてはこれらの実行日の 10 営業日前までに、メール等で RYO-FU BASE に案件の概要等を共有すること。その後、CF 案件については開始日の 5 営業日前までに、出資案件及び融資案件についてはこれらの実行日の 5 営業日前までに、この要領に定める様式第 1 号により RYO-FU BASE へ申出を行うこと。

なお、これらの期限を過ぎて提出のあったものは、原則として対象案件として認めない。

- (2) 様式第 1 号の提出に当たって、ファンドレーザーは、スタートアップ等にあらかじめ様式第 1 号の現物を提示の上、「スタートアップ等確認欄」の記載内容について確認を行い、スタートアップ等の合意を得てから行うものとする。
- (3) RYO-FU BASE は、ファンドレーザーから申出があった資金調達案件について、遅滞なくファンドレーザーに対象案件の適否を通知するものとする。なお、この過程において、RYO-FU BASE はファンドレーザーから提出された様式第 1 号をスタートアップ等に対して提示し、当該案件についてスタートアップ等がファンドレーザーから支援を受けている旨を確認する。

第6 対象案件の実施期間又は実行日変更

ファンドレーザーは、RYO-FU BASE に事前確認を依頼した対象案件のうち、CF 案件について実施期間に変更があれば様式第 2 号により、また、出資案件又は融資案

件について実行日に変更があれば様式第3号により、変更後の開始日又は実行日の前までに RYO-FU BASE へ届け出るものとする。

第7 対象案件の実行予定額又は目標調達額変更

ファンドレーザーは、RYO-FU BASE に事前確認を依頼した対象案件のうち、CF 案件について目標調達額に変更があれば様式第4号により、また、出資案件又は融資案件について実行予定額に変更があれば様式第5号により、開始日又は実行日の前までに RYO-FU BASE へ届け出るものとする。

第8 対象案件の取下げ

ファンドレーザーはやむを得ない事情により、RYO-FU BASE が適とした資金調達案件を取下げの場合は、理由を付して RYO-FU BASE に届け出るものとする。

第9 案件の帰属判断

- (1) 1つの対象案件につき、RYO-FU BASE が負担金を支払うファンドレーザー（以下、「帰属先ファンドレーザー」という。）は1社のみとし、複数のファンドレーザーからの対象案件の確認の申出があった場合には、原則として最も早く申出を行った者に支払うものとする。
- (2) RYO-FU BASE は、帰属先ファンドレーザーについて他のファンドレーザー又はスタートアップ等から疑義が呈される懸念がある場合には、前項の規定に関わらず、提出された案件確認書を他の協定締結先ファンドレーザーに対して開示し、一定の期間を設けて意見を募ることができるものとする。
- (3) RYO-FU BASE は、複数のファンドレーザーの間で帰属先ファンドレーザーについて異なった主張や判断が行われ、これらファンドレーザーの当事者間でその結論が見いだせないとする場合には、負担金の対象案件として認めないことができるものとする。

第10 ファンドレーザーの責務

- (1) ファンドレーザーは、対象案件としての確認申請に当たって、あらかじめスタートアップ等に対して、この実施要領に定める別紙の事業スキーム図及び調達実績などを用いて、制度の概要について説明を行うものとする。
- (2) ファンドレーザーが行う支援活動については、ファンドレーザーの特性や資産を生かした方法や内容で行うことを可能とするが、あらかじめ支援の要否をファンドレーザーからスタートアップ等に確認し、スタートアップ等から支援を求められた事項については確実かつ誠実に支援を行うこととする。
- (3) (2) の支援活動のうち、特に CF 案件については、以下の各号について必ず確認すること。
 - ・ 調達に係るプラットフォームの比較検討や紹介・斡旋、及び掲載申請
 - ・ プラットフォームへの掲載に当たって必要となる記事の執筆や画像等の素材の制作・編集

- ・ 掲載対象となる事業やプロダクトの企画立案及びその実現に当たって必要な取引先等とのマッチング
 - ・ 調達目標額の検討や目標達成に向けた計画・戦略などの策定
 - ・ 寄附者又は購入者などの獲得に必要な広報及び具体的な寄附者や購入者などの紹介・斡旋
- (4) (2)の支援活動のうち、特に出資案件又は融資案件については、以下の各号について必ず確認すること。
- ・ 出資元又は融資元の比較検討及び紹介
 - ・ 事業計画の策定及び事業ブラッシュアップ
 - ・ 出資元及び融資元への説明同行
- (5) ファンドレーザー間で帰属先ファンドレーザーについての異論がある場合には、これらファンドレーザー自身が、相互に誠意をもって誠実に協議を行い、帰属先ファンドレーザーについて合意を形成するよう努めるものとする。

第11 負担金の支払い

- (1) ファンドレーザーは、対象案件の資金調達が完了し、RYO-FU BASE へ負担金の支払いを求める場合には、この要領に定める様式第6号により RYO-FU BASE に負担金の支払いを請求する。
- (2) RYO-FU BASE は、前項に定める請求書が提出され、その内容が適当と認められる場合には、請求日から15日以内にファンドレーザーへ負担金を支払う。
- (3) RYO-FU BASE が案件を認定後に要件を満たさないこと等を把握した場合には負担金を支払わないこととする。

第12 対象案件の RYO-FU BASE のホームページへの掲載

RYO-FU BASE は負担金の支払いが終了した後、対象案件を RYO-FU BASE のホームページに掲載する。負担金の支払いを求めるファンドレーザーはこのことを了承すること。

第13 その他

この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構
さが産業ミライ創造ベース C00 様

申請者（協定当事者）

所在

名称

役職・代表者名

資金調達促進協定に基づく対象案件確認書

年 月 日に締結した標記協定に基づく負担金としての対象適否について確認したいので、さが産業ミライ創造ベース資金調達促進事業実施要領第 5 の 1 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

支援先の情報（全ての案件で記入）

住所又は所在地	
企業名又は氏名	
資金調達の種類	
事業概要	

出資又は融資の場合に記入

出資又は融資の形態	
出資又は融資の予定額	
実行予定日	

クラウドファンディングの場合に記入

プロジェクト名	
---------	--

案件概要	
利用プラットフォーム	
調達目標額	円
調達期間	年 月 日～ 年 月 日

【スタートアップ等確認欄】 私は、標記申請者の支援の下、上記の資金調達に取り組んでおり、また、同案件同内容の資金調達を実施しておりません。 年 月 日 住所又は所在地 氏名又は名称・代表者名 (メールアドレス) (電話番号) <確認事項> ☐ 関係資料に基づき、制度の概要について説明を受けました。 ☐ この案件確認書について、申請者から現物を提示され、確認しました。 ☐ 当該案件に係る標記協定に基づく負担金が支給される申請者は一者のみであることについて説明を受け、理解しています。 ・ 以下の点について、標記申請者から支援を受けています（複数回答可）。 <クラウドファンディングの場合> ☐ プラットフォームの比較検討や掲載申請 ☐ 掲載に必要な記事執筆や素材の制作 ☐ 掲載事業や商品等の企画立案・実現支援 ☐ 目標設定や目標達成に向けた計画策定 ☐ 寄附者・購入者などへの広報や紹介 ☐ その他（ ） <出資又は融資の場合> ☐ 出資元及び融資元の比較検討及び紹介 ☐ 事業計画策定及び事業ブラッシュアップ ☐ 出資元及び融資元への説明同行 ☐ その他（ ）

- ※ 出資又は融資の場合は、スタートアップ等と出資元又は融資元で締結した契約書の写し、VC や銀行等に提示した事業計画書及びピッチ資料等の写しなど出資又は融資の内容が分かるものを添付すること。
- ※ クラウドファンディングの場合は、プラットフォームサイトに掲載予定の画面の写しを添付すること。

(様式第2号)

年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構
さが産業ミライ創造ベース C00 様

申請者（協定当事者）

所在

名称

役職・代表者名

資金調達促進協定に基づくクラウドファンディング実施期間の変更届

年 月 日付け第 号で通知を受けた案件について、さが産業ミライ創造ベース資金調達促進事業実施要領第6の規定に基づき、下記のとおり実施期間を変更します。

記

当初予定していた実施期間 : 年 月 日 ～ 年 月 日
変更後の実施期間 : 年 月 日 ～ 年 月 日

(様式第 3 号)

年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構
さが産業ミライ創造ベース C00 様

申請者（協定当事者）

所在

名称

役職・代表者名

資金調達促進協定に基づく出資又は融資実行日の変更届

年 月 日付け第 号で通知を受けた案件について、さが産業ミライ創造ベース資金調達促進事業実施要領第 6 の規定に基づき、下記のとおり実行日を変更します。

記

当初予定していた実行日 : 年 月 日

変更後の実行日 : 年 月 日

(様式第4号)

年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構
さが産業ミライ創造ベース C00 様

申請者（協定当事者）

所在

名称

役職・代表者名

資金調達促進協定に基づくクラウドファンディングの目標調達額の変更届

年 月 日付け第 号で通知を受けた案件について、さが産業ミライ創造ベース資金調達促進事業実施要領第7の規定に基づき、下記のとおり目標調達額を変更します。

記

当初予定していた額 : 円

変更後の額 : 円

(様式第 5 号)

年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構
さが産業ミライ創造ベース C00 様

申請者（協定当事者）

所在

名称

役職・代表者名

資金調達促進協定に基づく出資又は融資の額の変更届

年 月 日付け第 号で通知を受けた案件について、さが産業ミライ創造ベース資金調達促進事業実施要領第 7 の規定に基づき、下記のとおり額を変更します。

記

当初予定していた額 : 円

変更後の額 : 円

(様式第 6 号)

年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構
さが産業ミライ創造ベース C00 様

請求者（協定当事者）

所在

名称

役職・代表者

資金調達促進協定に基づく負担金請求書

年 月 日付け第 号により標記協定の負担金として対象となる
旨通知のあったことについては、目標額を達成したため、さが産業ミライ創造ベース資
金調達促進事業実施要領第 11 の 1 の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 請求内訳

<出資又は融資の場合>

出資先企業等名	出資額	負担金額	出資概要 (取得する株式の種類、 数、価格、払込完了日等)
計			

※ 出資金額及び払込完了日がわかる振込明細書の写し等を添付すること

<クラウドファンディングの場合>

プロジェクト名	目標額	調達額	負担金額	達成日
計				

※ 調達額がわかるプラットフォームサイトの写し等を添付すること

3 振込先

金融機関名：

店名：

預金種目：

口座番号：

口座名義人：